仕　　様　　書

１　品　　　　名　　　　生体情報モニタシステム

２　製品型式番号等及び数量　　　生体情報モニタシステム　　　　１式

生体情報モニタシステムに備えるべき技術的要件

1．生体情報モニタシステム

(1)装置構成

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">構成内容</th><th colspan="2">対象メーカー・型式 A</th><th colspan="2">対象メーカー・型式 B</th><th colspan="2">対象メーカー・型式 C</th></tr>
<tr><th>フクダ電子株式会社
DS-7780W
生体情報
モニタシステム</th><th>数量</th><th>日本光電株式会社
MU-960R
生体情報
モニタシステム</th><th>数量</th><th>株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン
M8105A IntelliVue MP5
生体情報
モニタシステム</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="11">1</td><td rowspan="11">生体情報
モニタ
システム</td><td>セントラルモニタ
(8 床用/19 インチ)
DS-7780W</td><td>6</td><td>セントラルモニタ本体
MU-960R</td><td>7</td><td>ベッドサイドモニタ
M8105A IntelliVue MP5</td><td rowspan="4">13</td></tr>
<tr><td>CF カード(16GB)
FCF－16GA</td><td>6</td><td>無線式セントラルユニット
(8 人用)
RU-960P-Z26</td><td>6</td><td>【内訳 1】
本体(4ch モデル)
8.4 液晶タッチスクリーン</td></tr>
<tr><td>無停電電源装置</td><td>6</td><td>無線式セントラルユニット
(12 人用)
RU-960P-Z26</td><td>2</td><td>【内訳 2】
心電図/呼吸、非観血血圧 、Spo2 、観 血 血 圧 1ch、体温 1ch モデル</td></tr>
<tr><td>セントラルモニタ
(12 床用/19 インチ)
DS-7780W</td><td>1</td><td>液晶ディスプレイユニット
VL-974P</td><td>7</td><td>【内訳 3】
標準仕様</td></tr>
<tr><td>デジタルテレメーター受信機
LW-7040</td><td>1</td><td>レコーダユニット
WS-960P</td><td>7</td><td>Philips IntelliVue
インフォメーションセンタ
iX</td><td rowspan="7">7</td></tr>
<tr><td>CF カード(16GB)
FCF-16GA</td><td>1</td><td>レーザープリンター</td><td>7</td><td>【内訳 1】
PHC iX リリース A
ソフトウェア</td></tr>
<tr><td>接続ケーブル
CJ-530A(2.5M)</td><td>1</td><td>拡張プログラムユニット
QP-963P</td><td>7</td><td>【内訳 2】
PHC iX
ローカルデータベース</td></tr>
<tr><td>無停電電源装置</td><td>1</td><td>アラームインジケータ
YL-960P</td><td>7</td><td>【内訳 3】
ローカルデータベース
管理ベッドライセンス
8 ベッド用(6 式)</td></tr>
<tr><td>ベッドサイドモニタ
DS-7110</td><td>13</td><td>キーボード
919035</td><td>7</td><td>【内訳 4】
ローカルデータベース
管理ベッドライセンス
12 ベッド用(1 式)</td></tr>
<tr><td>架台
OT-109</td><td>13</td><td>マウス</td><td>7</td><td>【内訳 5】
7 日間クリニカルイベント
レビュー機能ライセンス</td></tr>
<tr><td>バッテリー
T4UR18650F24644</td><td>13</td><td>J フレーム
DM-960P</td><td>7</td><td>【内訳 6】
PC 本体+RAID 機能、
キーボード、マウス PDM</td></tr>
</table>

		ネルコアセンサー DS100A	13	CNS-9601J フレームケーブルセット YS-093PO	7	866126 タッチ式 24 インチワイド液晶ディスプレイ	7
		センサ接続ケーブル DOC-10	13	ベッドサイドモニタ PVM-2703	13	989801191223OKI プリンタ B431DN（A4 モノクロ）5 年保守込	7
		中継ケーブル CI-700D-3	13	レコーダモジュール WS-201P	13	USB レコーダ	7
		エアーホース OA-7109B	13	バッテリパック （SB-201P）X076	13	866427 ギガビットスイッチ（24 ポート UTP+PoE モデル）	7
		付属品	13	インタフェース QI-202P	13	865351 MX40 2.4GHz 心電図・呼吸	14
		心電・呼吸送信機 LX-7120	14	インタフェース QI-201P	13	865351 MX40 2.4GHz 心電図・Fast SpO2・呼吸	25
		心電計リード CMT-01FTH-0.8D	14	送信機（送信アンテナ） ZS-900P	13	989803171221ITS4852A スマートホッピング 2.4GHzアクセスポイント	35
		心電・呼吸 SpO2 送信機 LX-7230N	25	架台 KC-013P	13	866212 同期ユニット	7
		心電計リード CMT-01FTH-0.8D	25	アダプタ DH-270P	13	86426 POE スイッチ（Cisco:UTP/FX モデル）	7
		ネルコアセンサ DS100A	25	フック DZ-270P	13	862167　デスクトップ用 UPS	7
				送信機（心電図・呼吸 SpO2）　ZS-630P	25	AG-0018-60:GCX　ロールスタンド	13
				送信機（心電図・呼吸） ZS-920P	14		

※上記3社の内、1 社を選定し提案すること。

（2）その他

1）　本システムは、各病棟既設の無線アンテナ設備を使用してベッドサイドモニタで取得した患者の生体情報をセントラルモニタで集中監視が可能であること。既設のアンテナ設備が使用できない場合には、本法人担当者と協議の上、稼働に必要なアンテナ工事・ネットワーク工事を施工すること。なお、当該工事は納入業者の負担で行うこと。

2）　本システムの稼働にあたり必要な備品については、前述構成内容に記載されていなくても用意すること。

2.　機能以外の要件

(1)　以下の要件を満たす設置条件を有すること。

1）　本装置が正常稼働するために、本法人が用意した設備以外に必要な設備があれば、本法人担当者と協議の上、負担設置すること。納入する装置が現状の建物構造に対して影響を及ぼす場合や、少しでも悪影響を及ぼすおそれがある場合は、基礎の補強など必要な工事を負担し、現状の建物構造には一切の悪影響を及ぼさないこと。また現状の諸室面積で設置可能であること。

2）　設置および配置に伴う扉などの撤去新設の必要があれば対応し、負担すること。

3）　本装置の納入に伴う、既存装置の撤去（廃棄含む）、新規搬入、据付、各種補修工事（電気・衛生・空調その他）、養生等に係る一切の費用を負担し、不備不具合については随時改善対応を行うこと。なお、工事施工にあたっては、各種計画書（搬入計画書・工事計画書・工程表等）を速やかに提出し、了承を得てから施工をすること。

4）　機器の設置および更新等にあたり、申請や届出書類（案）が必要な場合、作成すること。

5）　日本語の操作手順書を備えること。

６）　稼動にあたり、操作説明員を派遣し、担当技師への教育訓練をおこなうこと。

(2)　以下の要件を満たす障害支援体制を有すること。

１）　本装置において障害が発生した場合は、夜間及び休日も含め電話連絡が確実にとれることが望ましく、必要があれば速やかに専門技術者が本院に到着出来る体制であること。

２）　原則として24時間以内に障害を復旧できる体制であること。

３）　納入検査終了後、1年間は故障、保守の対応を無償で行うこと。

3.　その他

１）　不要な既設装置、備品の撤去および付属する工事等は納入業者の負担で行うこと。

２）　入札後、納入までの間に新機種開発等によりモデルチェンジまたは機能が増強される場合、本法人担当者と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。

３）　納入にあたり、納入業者は関係法令を遵守し対応すること。

４）　本仕様書に記載のない事項については、本法人担当者との協議に応じ対応すること。

３　納　入　期　限　　平成２７年３月３１日（火）

４　納　入　場　所　　大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号
総合医療センター

５　保　証　期　間　　検査合格日より１年間

６　特　記　事　項

(1)本製品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障をきたさないよう当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう点検・調整を行うこと。

(2 納品に伴う一次側電源工事・機械設備工事・搬送・既存機器（日本光電　フクダ電子）の取り外し・据付・試運転等、その他すべての費用は契約金額に含むこと。なお、既存機器については下取りすること。

(3)本製品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。

(4)グリーン配送の規定を遵守すること。

(5)納品時に取扱説明書が存在する場合納品部署に提出すること。またシリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。

(6)納品時に保証書を提出すること。

(7)機器の使用方法等に関しては常時説明できること。

(8)応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

問い合わせ先
〒５３４-００２１
大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号
総合医療センター企画部企画課（会計）
ＴＥＬ　０６－６９２９－３６９３
ＦＡＸ　０６－６９２９－２０４１

暴力団等の排除に関する特記仕様書

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（１）　条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたとき

（２）　発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第１２条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

〇総合医療センター総務部総務課の連絡先：06-6929-3569